

令和7年度版

マイカーと税金

令和7年度の
自動車税種別割の納期限は

6/2月
です

忘れずに納めましょう!

正しく知って、
正しく納めようー!



自動車税種別割 P1
自動車重量税 P1
自動車税環境性能割・
軽自動車税環境性能割 P2
軽自動車税種別割 P2
グリーン化税制 P3

エコカー減税 P3
障害者の方のための減免制度 P4
自動車税種別割の納付について P4
登録手続きについて P5
自動車税種別割についてのQ&A P6
ドライバーの便利ダイヤル 裏面

このリーフレットは、自動車にかかる税金と、自動車を購入したり、他人に譲渡したときの登録手続きなどについて、簡単に説明したものです。なお、このリーフレットの内容は、令和7年4月1日現在の法令に基づいて記載しています。

自動車税のお問い合わせはこちらへ

自動車税コールセンター **0570-012-229**

8:30~17:15 (土日祝日を除く)

自動車税チャットボット

24時間365日ご質問にお答えします。

※メンテナンス日を除く

彩の国
埼玉県



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県 自動車税チャットボット 検索



自動車税種別割

県税

納める人

自動車（軽自動車などを除く。）をお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書により**6月2日まで**にP4記載の方法により納めます。

納める額

主な自家用自動車の年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

乗 用 車		
区 分	年税額	
	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの
電気自動車・燃料電池自動車	29,500円	25,000円
総排気量	1ℓ以下	29,500円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円
	1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円
	2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円
	2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円
	3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円
	3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円
	4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円
	4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円
	6ℓ超	111,000円

トラック(最大乗車定員4人未満)		
最大積載量		年税額
1t 以下		8,000円
1t 超	2t 以下	11,500円
2t 超	3t 以下	16,000円
3t 超	4t 以下	20,500円
4t 超	5t 以下	25,500円

トラック(最大乗車定員4人以上)		
最大積載量	総排気量	年税額
1t 以下	1ℓ以下	13,200円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円
	1.5ℓ超	16,000円
1t超 2t以下	1ℓ以下	16,700円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	17,800円
	1.5ℓ超	19,500円

！ここをチェック！



自動車の売買などにより所有権を移転し、所有者変更の登録をしたときでも、**4月1日現在の所有者がその年度1年分の自動車税種別割を納める義務があります**（県内外の移転を問いません。）。翌年度分から新しい所有者に課税されます。

こんなときは、税額が月割になります

新車または中古車を**新規登録したとき**は、下の計算式の額を登録のときに**納めます**。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{新規登録した月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

4月1日以降に**廃車したとき**は、既に納めた税額から、下の計算式の額を**お返しします**。

$$\text{年税額} - \text{年税額} \times \frac{\text{4月から廃車した月までの月数}}{12}$$

自動車重量税

国税

自動車を新規に購入・登録するとき、車検を受けるときなどに納めます。

主な自家用乗用自動車の税率は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

- 車検期間が**3年**……………車両重量0.5tごとに **12,300円**
- 車検期間が**2年**……………車両重量0.5tごとに **8,200円**
- 車検期間が**1年**……………車両重量0.5tごとに **4,100円**

自動車税環境性能割

県税

軽自動車税環境性能割

市町村税

納める人

自動車（特殊自動車、二輪車を除く。）を取得された方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

自動車の登録（届出）をするときに、申告書の提出と併せて納めます。
軽自動車税環境性能割は当分の間、市町村に代わって県が賦課徴収します。

納める額の計算方法

主な家用乗用車（登録車・軽自動車）の税額は、通常の取得価額に次の税率をかけた額です。

区 分			税 率		
			登録車	軽自動車	
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車			非課税	非課税	
ガソリン車・LPG車・ハイブリッド車・ディーゼル車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車*	令和12年度燃費基準95%達成車			
		令和12年度燃費基準85%達成車			1%
		令和12年度燃費基準80%達成車			2%
		令和12年度燃費基準75%達成車	1%		
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車			3%	2%	

*ディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車

◎取得価額には、付加物であるオプション（カーナビ・オーディオなど）の価額も含まれます。

◎取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

◎令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同じです。

軽自動車税種別割

市町村税

納める人

4月1日現在で軽自動車などをお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

各市町村の条例で定める期限までに、市（区）町村から送付される納税通知書により納めます。

納める額

主な軽自動車などの年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

	区分	最初の新規検査時期	年税額		総排気量	年税額
四輪以上の軽自動車	乗用（家用）	平成27年3月31日まで	7,200円	原動機付自転車（二輪）	50cc以下	2,000円
		平成27年4月1日以後	10,800円		50cc超 90cc以下	2,000円
	貨物用（家用）	平成27年3月31日まで	4,000円		90cc超 125cc以下	2,400円
		平成27年4月1日以後	5,000円		125cc超 250cc以下	3,600円
				自動二輪	250cc超	6,000円

グリーン化税制

自動車税種別割 → P1

環境性能の優れた自動車（軽課）

環境性能の優れた自動車については、**初回新規登録の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区 分	初回新規登録期間	軽 減 率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	おおむね 75%低く なります。

一定年数を経過した自動車（重課）

初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、**経過した翌年度から次のとおり税率が高くなります。**

初回新規登録から11年を経過したディーゼル車 (令和7年度の対象車は、平成26年3月31日以前に登録したもの)	おおむね 15%*高く なります。
初回新規登録から13年を経過したガソリン車(ハイブリッド自動車を除く。)・LPG車 (令和7年度の対象車は、平成24年3月31日以前に登録したもの)	

※バス・トラックなどは、おおむね10%

軽自動車税種別割 → P2

環境性能の優れた軽自動車（軽課）

環境性能の優れた軽自動車については、**初回車両番号指定の翌年度に限り税率が低くなります。**

自家用乗用車の軽減率は次のとおりです。

区 分	初回車両番号 指定期間	軽 減 率
電気自動車・燃料電池自動車・一定の天然ガス自動車	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	おおむね 75%低く なります。

一定年数を経過した軽自動車（重課）

初回車両番号指定から13年を経過した軽自動車(一定の軽自動車を除く。)については、**経過した翌年度から税率がおおむね20%高くなります。**

エコカー減税

自動車重量税 → P1

一定の要件を満たす自動車について、令和8年4月30日までに初回新規登録を受ける場合は、免税または税率が低くなります。また、初回新規登録の際に免税された自動車のうち、さらに一定の要件を満たすものは、2回目の車検を受ける場合も免税されます。

なお、初回新規登録から一定の年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

障害者の方のための減免制度

身体障害者手帳などの交付を受けている方で、一定の要件を満たす場合に適用されます。納期限を過ぎると、減免額が月割となりますのでご注意ください。詳しくは埼玉県のホームページをご覧ください。



埼玉県 自動車税障害者減免

検索

対 象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方のための自動車
内 容	申請に基づき、上記の自動車について、障害者の方1人につき1台に限り、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割および自動車税種別割について一定額を限度に減免が受けられます。 ◎身体障害者手帳などを交付申請中の方も仮申請ができます。
相談・ 受付窓口	●自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割については自動車税事務所・各支所 ●自動車税種別割については自動車税事務所・各支所、各県税事務所 ◎軽自動車税種別割の減免制度については、各市（区）町村へお問い合わせください。

自動車税種別割の納付方法

次の方法で納付できます。詳しくは埼玉県のホームページをご覧ください。



埼玉県 納税の方法

検索

スマートフォンやパソコンなどによる納付

◎領収証書および納税証明書は発行・交付されません。必要な場合は窓口で納付してください。

■スマートフォン決済アプリ 納税通知書に印字されている「eL-QR」をスマートフォン決済アプリで読み込むことにより納めることができます。

・「eL-QR」読み取りで納付できるアプリ
りそなグループアプリ、au PAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、PayB、ファミペイ、楽天銀行アプリ等
利用できるアプリは「地方税お支払サイト」に掲載されています。

クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付

「地方税お支払サイト」にアクセスし、案内に従い手続きを進め、納付方法を選択できます。ご不明点等はサイト内のよくあるご質問やマニュアル等をご確認ください。



地方税お支払サイト

検索

■ Pay-easy（ペイジー） Pay-easy（ペイジー）マークが記載されている納付書は、県指定の金融機関のインターネットバンキング、ペイジー対応ATMを利用して納めることができます。

窓口での納付

コンビニエンスストア（セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店（NewDays（一部の店舗を除く。）等）、金融機関の窓口、各県税事務所・自動車税事務所本所（支所では納付はできません。）

納期限までに納めなかった場合

督促に続き、官公署や勤務先、金融機関等に対する調査を経て、財産（給与や預金、自動車など）の差押え等が行われます。一連の手続きは法律に定められたものであり、本人の承諾を得ずに行います。

また、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。

令和5年度から、銀行窓口では納税通知書記載の金額の納付に限られ、延滞金の計算は行われなくなりましたのでご注意ください。

なお、延滞金の納付が必要になる場合は、後日県税事務所等から納付書を送付しますので、別途納付してください。

納期限までの納付に困難な事情がある場合は、自動車税コールセンターにご相談ください。

登録手続きは忘れずに！

自動車売ったときなどには、管轄の運輸支局で必ず手続きをしましょう。手続きをしないと、自動車税種別割がいつまでも登録名義人に課税されるなど、トラブルの原因となります。

手続きに必要な書類等

一般的な場合のもので、詳しくは、運輸支局へお問い合わせください。

登録の内容 必要な書類等	自動車の使用をやめたとき	住所などが変わったとき	自動車を売ったり買ったりしたとき
申請書	●	●	●
印鑑証明書および実印	●		● ※1
住民票（マイナンバーの記載がないもの）		●	
譲渡証明書			●
自動車保管場所証明書		●	●
自動車検査証（車検証）	●	●	●
自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）	●	●	●
ナンバープレート	●	※2	※2
委任状（代理人が申請する場合）※3	●	● ※4	●

※1 新旧両所有者のもの（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）

※2 他の管轄の運輸支局から転入した場合などには、ナンバープレートが変更となるため、自動車の持込みが必要です。

※3 実印を押印したもの（住所変更登録の場合は記名可）

※4 所有者と使用者が異なる場合には、手続き前に所有者のローン会社等へ連絡をしてください。

登録手続きをする場合は、次の点に十分ご注意ください。

！ここをチェック！



- 申告書の氏名などのフリガナ、住所欄の団地やアパートの名称、棟室番号、電話番号を必ず記入してください。
- 登録手続きに関する事項を代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

自動車税種別割の「紙」の納税証明書は原則必要ありません！

車検の際、運輸支局等では納付状況を電子的に確認できるため、**納税証明書の提示は原則として必要ありません。**

注意事項

- 自動車税種別割の未納がある場合（延滞金も含む）、車検を受けることができません。車検を受ける前に必ず納付してください。
- 車検直前に納付された場合等、電子的に確認ができないことがあります。この場合は、納税証明書の提示が必要です。
- 納税通知書右端の納税証明書は、金融機関等の窓口で納付し、「領収日付印」欄に押印されると「有効期限」欄の日まで使用できます。「領収日付印」がないもの、「登録番号」および「車台番号」欄に*印があるもの、**領収年月日が納税証明書に記載されている指定の日を過ぎたものは、納税証明書として使用できません。**

自動車税種別割についての



Q1 現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

A1

自動車税種別割は、4月1日現在の所有者※1に対して課税されるため、その方に対して納税通知書をお送りしています。

自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。なお、自動車を譲渡したり、下取りに出したりする場合には、**運輸支局で移転または抹消の登録手続きが必要です**。手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうか確認してください。

※1 割賦販売契約により購入した場合は使用者です。

Q2 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが…

A2

自動車税種別割の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所※2に送付しています。引っ越しなどにより住所が

変わってしまった場合は、**新しい住所地为管轄する運輸支局で変更(住所変更)の登録手続きをしてください**。すぐに手続きができない場合は、自動車税コールセンター、自動車税事務所または各県税事務所に連絡してください。

※2 自動車検査証(車検証)に記載されている住所です。

Q3 車検を受けるので納税証明書が欲しいのですが…

A3

運輸支局等で納税状況を電子的に確認できるため、納税証明書の提示は原則として必要ありません(ただし、自動車税種別割が、延滞金も含め未納がない場合に限ります。また、車検直前に納付された場合等、電子的に確認できないことがあります。この場合は納税証明書が必要ですので、納付したことが分かる領収証書などを

用意して最寄りの県税事務所に請求してください。)



ドライバーの便利ダイヤル

制度や手続きに関するお問い合わせ

●自動車税種別割についてのお問い合わせ

自動車税
コールセンター

0570-012-229

自動車税
チャットボット

24時間365日ご質問にお答えします。
※メンテナンス日を除く

埼玉県 自動車税チャットボット

検索



埼玉県
自動車税
事務所

納税通知書・送付先・税額について	048-658-0226
税金の還付について	048-658-0225
納税証明書の発行について	048-658-0224
減免について	048-658-0227
納税相談・延滞金の計算・収納連絡について	048-641-2222

●軽自動車税種別割についてのお問い合わせ

主たる定置場の所在の市(区)町村へお問い合わせください。

●自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割についてのお問い合わせ

大宮・川口ナンバー	埼玉県自動車税事務所大宮支所	048-623-0600
熊谷ナンバー	埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011
所沢・川越ナンバー	埼玉県自動車税事務所所沢支所	04-2998-1321
春日部・越谷ナンバー	埼玉県自動車税事務所春日部支所	048-763-4111

●自動車の登録・名義変更・廃車・重量税等についてのお問い合わせ

埼玉運輸支局(検査・登録ヘルプデスク) 050-5540-2026

◎検査・登録ヘルプデスクは、平日8:30～17:15まで対応します(自動音声によるご案内は24時間対応します。)

◎軽自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

国土交通省ホームページ(自動車検査登録総合ポータルサイト)

国土交通省 自動車検査登録総合ポータルサイト

検索



埼玉県税務課ホームページ(自動車税特設サイト)

埼玉県 自動車税特設サイト

検索



自動車税事務所ホームページ

埼玉県 自動車税事務所

検索



自動車を購入する際には電子申請(OSS)をご利用ください!

自動車を取得する際の各種行政手続き(車庫証明申請、自動車検査・登録、自動車諸税の申告・納税等)をインターネットで一括申請できる「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」をご存知ですか?

自動車販売店にOSS申請の代行を依頼した場合、必要書類は、従来の窓口申請の場合と変わらず、自動車購入時に販売店に支払う登録等代行手数料が安くなる場合があります。自動車購入時には、自動車販売店担当者に、OSS申請を希望することを是非お伝えください!

詳しくはホームページ

自動車 ワンストップサービス

検索



お問い合わせ

ワンストップサービスヘルプデスク

050-5540-2000